平成２６年（フ）第４０１号
静岡市葵区西瀬名町17番Ｋ３―121号
債務者　稲葉　君代
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０５号
長崎県佐世保市須田尾町370番地26、前住所長崎県佐世保市山手町16番11号
債務者　西海　麗子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
岩手県宮古市松山第11地割47番地、旧住所大阪府四條畷市田原台５丁目６番21号
債務者　藤原　由美
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午前10時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２６年（フ）第３８８号
静岡市葵区北2188番地　県営麻機羽高団地３棟109号
債務者　早川　梨沙
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第２４号
福岡県大川市大字向島2437番地武駒ハイツ203号、申立時の住所福岡県大川市大字九網371番地２
破産者　植木ヨシミ
1　主文　当裁判所が平成26年８月15日午前10時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「福岡県大川市大字九網371番地２」とあるのを「福岡県大川市大字向島2437番地武駒ハイツ203号、申立時の住所福岡県大川市大字九網371番地２」と更正する。
2　決定年月日　平成26年８月21日
福岡地方裁判所柳川支部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第３４６号
奈良県大和高田市大字礒野489番地
破産者　株式会社三善
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１０３３号
千葉市若葉区加曽利町1800番地146
破産者　高橋　兼吉
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２７号
川崎市幸区小向西町３丁目100番地
破産者　有限会社みの武道具
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
神戸市東灘区魚崎北町２丁目３番１号
破産者　有限会社神戸オサベイ
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４号
愛媛県宇和島市丸穂町３丁目１番５号
破産者　有限会社ユウスイ
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１０２０号
東京都昭島市郷地町１丁目13番５号
破産者　岡部　幸雄
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２６５号
岐阜市住ノ江町２丁目11番地５
破産者　安田　篤弘
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５７号
岐阜県加茂郡東白川村神土2112番地の２
破産者　木村建設株式会社
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第３４４号
静岡県沼津市平町１番３号
破産者　株式会社ヤギハシ製作所
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４８号
京都市北区鞍馬口通室町東入小山町226番地、商業登記簿上の住所京都市上京区烏丸通鞍馬口下る東入上御霊中町453番地
破産者　有限会社アラコー
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７００号
京都府宇治市木幡南山80番地の91
破産者　有限会社京都成和ベジタブル
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第６号
札幌市豊平区平岸４条13丁目６番10号　サンケンビル401号
破産者　吉田　信弘
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部